別紙１

モデル要請書（案）

2018年５月14日

○○○都道府県知事　○○○○　様

団体名　認定NPO法人DPI日本会議

代表者　　　議長　平野　みどり

強制及び「同意」による優生手術に関する緊急要請について

　日頃から障害福祉の推進及び障害児・者が暮らしやすい社会づくりに向けた取り組みに厚くお礼申し上げます。

　私たちは、障害の有無に関わりなく、誰もが分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取り組みを進めている障害当事者団体です。

さて、旧優生保護法（1948～96年）の下、「優生手術」として知的障害者や精神障害者らへの強制不妊手術をされた方は、全国で16,475人という数字が示されており、これまでにも20年以上被害を訴えてこられた方もいました。すでにマスコミ報道等でもご承知のとおり不妊手術を強制された宮城県の60代女性が今年1月30日、不妊手術を強制されたのは個人の尊厳や幸福追求権を保障した憲法に違反するなどとして、国家賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしました。その結果、5月17日には北海道、宮城、東京で追加提訴することや、さらなる追加提訴や被害者を掘り起こすため、5月27日に全国弁護団の結成が予定されていますが、厚生労働省は、3月28日に仙台地裁で開かれた第1回口頭弁論では、請求棄却を求め、争う姿勢を示しました。

一方、北海道をはじめとする一部の地方自治体では、独自調査の実施と資料の保管と公開等を進めています。その結果、強制不妊手術は、拒否する保護者等へも強く求めるとともに、その対象は外国人も含めていることが明らかになってきました。更に、任意による優生手術の推進も明確になってきています。

こうした中、国会では、強制不妊手術に関する実態調査やヒアリングを行い、被害者に対する具体的な支援の仕組みを検討し、人権の回復を目的として、超党派の国会議員によって構成される「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足するとともに、自民、公明両党による与党ワーキングチーム（WT）も設置されました。そして、今後は、来年の通常国会に謝罪と補償の具体的な形を示した議員立法の法案提出を目指すとしています。なお、厚生労働省は、こうした国会の求めに応じて、6月下旬を期限とした全国調査を実施しています。

この強制不妊手術についてDPI日本会議は、1998年と2014年に関係5団体と共に国連・規約人権委員会にレポートを提出しました。このレポートにより同委員会は1998年と2014年の2回、日本政府に対して被害者の補償に向けて必要な法的措置をとるよう勧告を出し、これを受けての国会答弁で「被害者がいることはまぎれもない事実」としながらも国は何もしてきませんでした。

また、2016年女性差別撤廃条約日本政府審査において、DPI女性ネットや他の女性団体と共にDPI日本会議のスタッフをジュネーブに派遣し、同年3月に加害者への処罰にまで言及した厳しい勧告を引き出しました。

私たちは、障害当事者として、この問題は、障害者の存在を認めない優生思想に基づく犯罪行為であり、すべての障害者の存在、人権及び尊厳を否定することであり、国は被害者への謝罪と賠償等を早急に実施すべきと思っています。

つきましては、他の先駆的取組を進めている自治体に倣って、厚生労働省が示す調査項目に関わらず、貴職としての取り組みを以下のとおり求めますので、5月31日（木）までに文書等によるご回答をお願い申し上げます。

記

１．優生保護法に基づく優生手術の推進及び被害状況を明確にするために以下の事項の調査と調査結果の公表及び関係資料等を保管すること。

（１）旧優生保護法に基づき強制不妊手術等を推進するために国が貴職に示した通知、指示及び協力依頼等に関する調査等を実施すること。

（２）貴職の直属機関である福祉部局（福祉事務所、更生相談所、児童相談所、障害児・者施設、母子生活支援施設、児童養護施設、救護施設等）、医療部局（病院、保健所等）、学校（幼稚園、特別支援学校、小・中・高等学校）に対して貴職が示した強制不妊等の推進に関する指示・指導状況（要綱、通知、監査指導等）及び記録（事業概要等）等に関する調査等を実施すること。

（３）貴職が障害児・者を措置していた障害児・者施設、児童養護施設等及び委嘱していた民生委員、保護司、身障・知的相談員等に対する強制不妊手術等を進めるための指示・指導等の状況及びその結果について調査等を実施すること。

（４）貴職が日本産婦人科医会、医師会、看護協会等の関係団体に対する協力依頼状況及びその結果について調査等を実施すること。

（５）旧優生保護法第三条に基づく同意の優生手術に関する行政としての取り組み状況とその結果について調査等を実施すること。

（６）旧優生保護法第二十条に基づき設置された優生結婚相談所の取り組み状況とその結果について調査等を実施すること。

（７）貴職において強制不妊手術を決定した経過（審査会開催及び本人・保護者の意向確認の有無、書面審査のみの実施　等）について調査等を実施すること。

（８）調査・検証等の実施にあたっては、優生手術の対象とされた当事者または当事者団体を構成員とした第三者的な調査・検証委員会を設置して進めること。

２．各都道府県の公文書館に収蔵されている優生手術に関する書類の精査を行うこと。その際、公文書館に該当史料が収蔵されていることが分かるように表示し、個人情報保護に留意した上で公開すること。個人情報保護に際しては、歴史的史料であることに鑑み、優生手術を受けた当事者や家族に関する情報以外（例えば、優生保護審査会の委員、申請医、優生手術の執刀医等）については公表すること。なお、「優性」と間違って登録されている事例もあることに留意し、「優生」、「優性」の両方で精査を行うこと。

３．被害者に対する救済等を進めるために以下の事項を実施すること。

（１）貴職に相談窓口を設置すること。また、設置にあたっては、被害者の障害（視聴覚、知的、精神等）、性別、年齢等に配慮した相談支援体制（訪問による相談支援の実施等）を確保すること。

（２）国に対して、被害者に対する謝罪と救済措置の早期の実施を求めること。

（３）被害の認定にあたっては、被害者の障害、年齢等の状況と文書保存規定等に基づく書類等の破棄により被害証明が困難な状況及び今回の強制不妊が非人道的、犯罪的な行為等であることを踏まえて、早急且つ被害者に寄り添った柔軟な被害認定の仕組みとすることを国に求めること。